

平成29年3月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成29年1月27日から同年2月26日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行ったところ、12件の御意見・御質問を頂きました。

頂いた御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成29年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）

2 命令等の案を公示した日

平成29年1月27日

3 御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
なお、今回の改正の内容に対する御意見・御質問以外の御意見・御質問については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見・御質問の総数及びその内訳

頂いた御意見・御質問の総数 12件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	9件
電子メール	2件
F A X	1件
郵 送	0件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案関係

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
1	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引のうち、ガスの料金の支払に係るものについて、今般の改正によって、実質的な変更は行われていないという理解でよいか。 また、金融機関が行っている改正以前の実務に直接的影響はないという理解でよいか。	ガス事業者のうち、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対するガスの料金の支払については、簡素な顧客管理が許容される取引に該当しません。ただし、こうした支払は、通常、消費者が行うことが想定されません。
2	学校教育法第124条に規定する専修学校に該当するかについて、並びに専修学校のうち「高等課程」及び「専門課程」に該当するのかについては、どのように確認すればよいのか。 顧客本人に確認する方法や専修学校への問合せやウェブサイトでの確認、各都道府県のウェブサイトで公表している学校一覧等での確認等、合理的と考えられる方法で確認すればよいか。	今後、専修学校が配付する振込用紙に、課程の種別が記載されることとなったので、当該記載に従って課程の種別を判断することができます。 その他の方法による場合、確実に課程の種別を把握する必要があることから、課程の種別が明記されている各都道府県や専修学校のウェブサイトでの確認のほか、都道府県専修学校担当課への問合せ等が推奨されます。
3	本改正の対象となる専修学校は、学校教育法に規定された学校で、「高等課程」および「専門課程」に限られる。学校側が振込用紙に〇〇専修学校〇〇課程と記載していない場合、また、学校側が記載していたとしても、顧客が振込用紙を紛失した場合、簡素な顧客管理を許容するかどうかは金融機関で合理的に判断するという理解でよいか。	確実に課程の種別を把握する必要があることから、課程の種別が明記されている各都道府県や専修学校のウェブサイトでの確認のほか、都道府県専修学校担当課への問合せ等が推奨されます。
4	専修学校のうち「高等課程」、「専門課程」に該当するか確認する際に、文部科学省のホームページのほかに、参考となるような情報があればご教示いただきたい。また、文部科学省のホー	専修学校の一覧については、各都道府県のウェブサイトで公表していると把握しておりますが、各課程の種別を記載するかどうかは、各都道府県の判断となっております。専修

	ムページからのリンク先について、専修学校・各種学校の一覧が掲載されているが、「高等課程」、「専門課程」の記載の有無が区々なため、記載いただくことを検討いただきたい。	学校の課程の種別が記載されるよう、今後、関係省庁に働きかけてまいります。 なお、今後、専修学校が配付する振込用紙に、課程の種別が記載されることとなったので、当該記載に従って課程の種別を判断することができます。
5	学校教育法第126条第1項に「高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。」、同2項「専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる。」とある。 上記法の趣旨に鑑みれば、「高等専修学校」又は「専門学校」と称している学校に対する入学金等の支払は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に該当する」という理解でよいか。	「専門学校」と称している専修学校であっても、併せて一般課程を置いている学校が存在し、当該学校の一般課程に対する入学金等の支払は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に該当しません。 したがって、確実に課程の種別を把握する必要があります。
6	これまで、専修学校が「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象とされていなかった理由として、設置者に特段の限定がなく学校法人以外の私人であっても設置が可能であること、入学資格等に特段の資格要件が定められていないことなどが推察されるが、今回、専修学校のうち、「一般課程」以外の「専門課程」及び「高等課程」に対する入学金等の支払いについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加されることになった背景をご教示いただきたい。また、昨年10月の犯収法改正法施行から6か月で改正となった理由をご教示いただきたい。	今般の改正は、現行において簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として規定している高等学校及び大学に相当する入学資格が求められる「専門課程」及び「高等課程」について追加することを趣旨としています。従前は、専修学校の各課程が金融機関の窓口において区別できないことから、専修学校に対する入学金等の振り込みについては一律に簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に含まないものとしていたところ、今後、専修学校が配付する振込用紙に課程の種別が記載されることとなったので、専修学校のうち専門課程及び高等課程については、簡素な顧客管理が許容される取引として扱われ、取引時確認義務等の対象取引から除外されることとなりました。
7	学校教育法の条項の違いにより、それぞれの教育目的を果たす学校種が存	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引の類型は、マネー・ロー

	在していることは理解するが、10万円を超える入学金等を現金で振り込む際の金融機関等の窓口での本人確認書類の提示が必要になる学校種と必要でない学校種が混在しているのは理解しがたい面があり、同じ教育機関として統一をお願いしたい。	ンダリング等に悪用されるリスクを勘案して決定しているところですが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	今回の改正により、簡素な顧客管理を行うことが許容される対象の学校が拡大される一方、専修学校の一般課程、幼稚園、各種学校への支払は引き続き取引時確認が必要であり、顧客、金融機関双方にとって複雑な手続となっている。また、入学金・授業料等の取扱時期は特定月に集中することから、学校の判定は煩雑を極めることに加え、振込の時限性に鑑み、遅滞なく判定をすることが求められる。 これらの事情を配慮いただき、より、顧客の利便性に資する制度とするため、学校教育法に規定する「学校」全てを、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引の対象としていただきたい。対象とされないのであれば、その理由をご教示いただきたい。	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引の類型は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを勘案して決定しているところですが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、今後、専修学校が配付する振込用紙に、課程の種別が記載されることとなったので、当該記載に従って課程の種別を判断することができます。
9	警察庁におかれては、文部科学省等に対し、専修学校の振込用紙には〇〇課程と記載することを義務付けることを促す等、顧客に混乱をきたすことなく、本改正が円滑に浸透されるように適切な対応をお願いしたい。	今後、専修学校が配付する振込用紙に、課程の種別が記載されることとなったので、当該記載に従って課程の種別を判断することができます。
10	平成27年9月に公表された、犯罪収益移転防止法施行規則のパブリックコメントの結果（No. 48, 49）において、「入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの」の「その他これらに類するもの」については、「入学金、授業料と同時に支払われるものが挙げられる」という考え方が示されているが、この考え方は今回の改正において	そのとおりです。

	も変わらないとの理解でよいか。	
11	今回の改正は、簡素な顧客管理を行うことが許容される対象が拡大され、顧客の利便性に資するものである一方、一般課程の専修学校、幼稚園、各種学校等については引き続き取引時確認が必要とされており、顧客、金融機関の双方にとって複雑な仕組みとなっている。4月以降、顧客に混乱をきたすことなく、円滑に実務を行うため、関係省庁におかれては、関係する学校、顧客等に対し、十分に周知活動を行っていただきたい。	専修学校の専門課程及び高等課程に対する入学金等の現金振込が簡素な顧客管理が許容される取引に追加された旨、並びに専修学校が用意する振込用紙に課程の種別を明記する旨の通知が、文部科学省から関係部署に通知されています。
12	改正案に賛成するが、振り込め詐欺等犯罪が減少していない現状を考えれば、そもそも本人確認をなくすことには疑問も感じる。	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項に規定する疑わしい取引や同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引である場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項の取引時確認の対象となります。

2 その他

命令案の内容に対する御意見ではありませんが、本人確認書類への本人の顔写真の貼付けを義務付けるべきなどの御意見がありました。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。